

御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、御嵩町の豊かな自然を未来へ引き継いでいくため、幅広い世代を巻き込んだ環境保全活動を主体的に行う団体(以下「団体」という。)の設立又は事業開始に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、御嵩町補助金交付規則(平成 5 年規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 3 人以上で構成する団体で、御嵩町内に在住、在学又は在勤する者が構成員となっていること。
- (2) 御嵩町内を拠点として活動を行う団体であること。
- (3) 政治、宗教、結社、労働運動等を目的とする団体でないこと。
- (4) その他助成を行うことが不相当と認められる団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、規則第 5 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる団体は、対象としないものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助を受けたことがある団体(以下「既存団体」という。)と構成員の半数以上が同一である場合は、当該団体が既存団体と同一であるとみなすことができる。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 町民参画を促進する森づくり・川づくり事業
- (2) 水環境や生物多様性の保全事業
- (3) 子どもたちのための自然学習事業
- (4) その他町長が認める事業

2 前項に掲げる事業は、次の要件に適合するものとする。

- (1) 団体が自ら企画、立案及び実行し継続して実施できる事業であること。
- (2) 広く参加者を募集し、町民等と共に活動する事業であること。
- (3) 活動を通して、森及び川の機能及び果たす役割の重要性並びに水環境及び生物多様性の重要性に関する知識を深めることができる事業であること。
- (4) 活動の実施場所は、原則町内であること。ただし、町外との連携した活動が必要となる場合は、この限りでない。
- (5) 事業の実施について、事業の実施場所の土地所有者、土地使用権限

者、その他当該場所の使用等について権限を有する者（以下「土地所有者等」という。）の許可又は同意等が得られるものであること。

(6) 事業の実施に当たっては、参加者等の安全対策に万全を期すこと。

(7) 営利目的の事業でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該事業における総事業費から次の各号に掲げる経費を控除した額とする。

(1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、旅費

(2) 団体の構成員に係る食糧費

(3) 電話代、インターネット利用料金等の通信運搬費

(4) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認めた経費以外の経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額の10分の10に相当する額とし、10万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1団体につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、事業を実施する前に、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の書類を添えて、町長が指定する日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業活動計画書（別記様式第2号）

(2) 土地所有者等の同意取得状況確認書（別記様式第3号）

(3) 申請団体の構成員名簿

(4) 事業実施場所の位置がわかる地図

(5) 事業実施場所の現況がわかる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出のあったときは、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

2 審査会は、前項の付議があったときは、申請団体から事業計画について十分な説明を受けた上で審査を行うものとする。

3 町長は、審査会の審査結果に基づき、補助金の交付の可否及びその額を決定し、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金交付

(不交付) 決定通知書(別記様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定による交付決定に条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた団体(以下「補助事業団体」という。)は、交付申請書の内容に変更がある場合、事業を中止する場合又は団体を解散する場合は、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金交付変更等申請書(別記様式第5号)に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書に添付した書類のうち、変更の内容が確認できる書類

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書が提出された場合は、内容等を確認した上で変更等の承認の可否を決定し、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金交付変更等承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により補助事業団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業団体は、第7条の規定により交付決定を受けた事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金実績報告書(別記様式第7号)に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業活動実績調書(別記様式第8号)

(2) 御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業収支決算書(別記様式第9号)

(3) 事業実施場所の位置がわかる地図

(4) 事業実施状況がわかる書類

(5) 団体規約

(6) 領収書等支払いの確認ができるものの写し

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査をし、適正と認めるときは補助金の額を確定し、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金額確定通知書(別記様式第10号)により補助事業団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助対象経費が交付決定に係る補助対象経費の額より減額となったときは補助金の額を減額し、増額となったときは交付決定額を超えて確定しないものとする。

(交付請求等)

第 1 1 条 前条の規定による額の確定通知を受けた補助事業団体は、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金交付請求書（別記様式第 11 号）により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、補助金の一部を概算払により交付することができる。

4 前項の規定により概算払することができる額は、交付決定額に 2 分の 1 を乗じて得られる額（当該額に 1,000 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）までとする。

（精算）

第 1 2 条 概算払を受けた補助事業団体は、第 10 条の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（補助金の返還）

第 1 3 条 町長は、補助事業団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により交付決定を受けたと認められるとき。

(2) 第 2 条に掲げる団体に該当しなくなったとき。

(3) 本事業の目的に沿わなくなったとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(5) その他町長が適当でないと認めるとき。

（書類の整備）

第 1 4 条 補助事業団体は、この要綱により補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。